

新規参入者の参入年度及び参入の次年度における係数等の算出について

1. 基本的考え方

新規参入者については、参入年度より前の係数等が存在しないため、参入年度及び参入の次年度について、既参入者と同様の方法によって国が係数等を公表することができず、結果として新規参入者から電気を供給された特定排出者は事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を算定する際に代替値を使わざるを得なくなる事態が想定され、このことが参入阻害をもたらすのではないかとの指摘がある。

このため、新規参入者については、以下の方法により参入年度及び参入次年度に限って年度ごとの係数等に相当する係数等を算出の上、根拠資料とともに国に提出し、国は、当該係数等及び根拠資料の内容を確認し、ウェブサイトにて公表することとする。

2. 算出方法、公表時期等

新規参入者については、参入年度及び参入の次年度について、以下の方法により年度ごとの係数等に相当する係数等の算出等を行う。

- ① 特定排出者が新規参入者の参入年度（X年度）の排出量報告を行う場合
 - 参入者（甲）は排出量算定対象年度（X年度）の半ばに参入（需要家である特定排出者（乙）への供給を開始）したことから、参入時から参入年度末までに甲が乙に供給した電気について係数等を算出し、排出量算定対象年度の翌年度の当初（X+1年6月半ば頃を想定）までに国に提出する。

なお、甲は係数等算出対象期間（参入時から参入年度末）に排出量調整無効化等がなされた国内及び海外認証排出削減量等を基礎排出係数及び調整後排出係数の算出に用いることができる。また、係数等算出対象期間の翌年度であるX+1年4月1日から5月31日までの間に排出量調整無効化等がなされた国内及び海外認証排出削減量等については、係数等算出対象期間内に排出量調整無効化等されたものとみなし、基礎排出係数及び調整後排出係数の算出に用いることができるものとする。ただし、参入年度の基礎二酸化炭素排出量及び調整後二酸化炭素排出量の算出に用いた国内及び海外認証排出削減量等については、翌年度以降の基礎排出係数及び調整後排出係数の算出に用いることはできない。
 - 国は、X+1年6月中に乙がX年度の排出量報告に使用することができる甲の係数等として、当該係数等を公表する。
 - 乙は、国が公表した甲の基礎排出係数及び調整後排出係数を用いて公表時以降、排出量を報告することも可能であるとともに、公表前に代替値その他実測値等を用いて排出量を報告することも可能である。

- なお、X年4月1日から甲の参入までの期間の電気の使用に伴う係数等は、当該期間電気を供給した既参入者（丙）の前年度の基礎排出係数及び調整後排出係数を用いて排出量を算定する。
- ② 特定排出者が新規参入者の参入年度の次年度（X+1年度）の排出量報告を行う場合
- 甲はX年度の半ばから参入したため、X年度全体（X年4月からX+1年3月まで）の係数等を算出することができない。このため、甲が参入した月から12ヶ月間、甲が乙に供給した電気について係数等を算出し、国に提出する。
 - なお、甲は係数等算出対象期間（参入した月から12ヶ月間）に排出量調整無効化等がなされた国内及び海外認証排出削減量等を基礎排出係数及び調整後排出係数の算出に用いることができる。また、係数等算出対象期間の翌月からX+2年5月31日までの間に排出量調整無効化等がなされた国内及び海外認証排出削減量等については、係数等算出対象期間内に排出量調整無効化等されたものとみなし、基礎排出係数及び調整後排出係数の算出に用いることができるものとする。ただし、参入の次年度の基礎排出係数及び調整後排出係数の算出に用いた国内及び海外認証排出削減量等については、翌年度以降の基礎排出係数及び調整後排出係数の算出に用いることはできない。
 - 国はX+2年6月中に、乙がX+1年度の排出量報告に使用することができる甲の係数等として、当該係数等を公表する。
 - 乙は、国が公表した甲の基礎排出係数及び調整後排出係数を用いてX+2年6月以降、排出量を報告することが可能である。
- ③ X+2年度以降については、丙の算出方法と同様に算出する。

